

**(1~2時間) 通所リハビリテーションセンター
重 要 事 項 説 明 書**

(介護予防通所リハビリテーション) (通所リハビリテーション)

**(3~4時間) 通所リハビリテーションセンター
重 要 事 項 説 明 書**

(介護予防通所リハビリテーション) (通所リハビリテーション)

医療法人財団 健貢会 総合東京病院

介護予防・通所リハビリテーション 重要事項説明書

<2025年 8月 1日 現在>

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

月～土曜日（日曜・祝祭日・12/31から1/3を除く）
担当相談員 (1-2時間) 北地 雄（理学療法士）
(3-4時間) 阿部 美紗子（作業療法士）
電 話 (1-2時間) 03-3387-5613（直通）
(3-4時間) 03-3387-5238（直通）
080-3711-0970（相談員携帯）
(午前8時30分～午後5時まで)

* 御不明な点がございましたら、ご相談ください

2 当事業所のサービスの特徴等

（1）事業の目的

医療法人財団健貢会総合東京病院が行う、1-2時間および3-4時間（介護予防）通所リハビリテーション事業は要支援または要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、および言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

（2）運営の方針

- ① 当事業所では、介護予防・通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努めます。
- ② 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど、緊急やむを得ない場合以外、利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当事業所では、事業の実施にあたって、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所、その他の保健医療福祉サービス提供者及び関係区市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることが出来るよう努めます。
- ④ 当事業所では、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努めます。
- ⑤ 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、虐待防止のため必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対して研修を実施するなど、必要な措置を講じ質の高いサービスの提供に努めます。
・現在、当事業所では第三者評価を受審しておりません。

3 1-2時間および3-4時間 通所リハビリテーションセンター

指定（介護予防）通所リハビリテーションの概要

事業所の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院
所在地	東京都中野区江古田3-15-2
介護保険指定番号	1311470079
送迎およびサービスを提供する対象地域	中野区の一部、練馬区の一部、杉並区の一部、豊島区の一部 新宿区の一部で事業所の定めた区域とする。
サービス提供日	月～土曜日 但し、日曜・祝祭日・12/31～1/3は除く
営業時間	8:30～17:00

サービス提供時間	1-2時間（介護予防）通所リハビリテーション 午前 09:50～11:00（予防・介護含む） 午後 14:20～15:30（予防・介護含む）
	3-4時間（介護予防）通所リハビリテーション 午前 9:00～12:15（予防・介護含む） 午後 13:30～16:45（予防・介護含む）

設備等	機能訓練室：1-2時間90 m ² 、3-4時間167.7 m ²
	送迎車 ワゴン車3台以上 軽自動車1台以上

- (1) 定員 1-2時間は1日26名、3-4時間は1日70名とする。
(但し、指定介護通所リハビリテーションと指定介護予防通所リハビリテーションを併せてとする。)
- (2) 設置主体 医療法人財団 健貢会
- (3) 職員体制、員数、及び職務内容

	人数	業務内容
管理者（常勤の医師）	1名以上	施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、職員に必要な指揮命令を行う。また、専ら施設の職務に従事する常勤の者とするが、施設の管理上の支障ない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
医師（常勤および非常勤）	1名以上	医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）	1-2時間 2名以上 3-4時間 5名以上	医師の指示を受け、医師と共同して（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成するとともに、計画に基づいた心身機能の維持回復とその悪化を防止するためのリハビリテーションを行う。
相談員・事務員（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）	必要数	介護保険報酬の請求及び施設管理、その他必要な事務を行う。

4 サービス内容

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成
- ② 送迎
- ③ 医学的管理
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

5 料金

(1) 利用料金

① 利用料（基本料金・各種加算）

- ・後述の料金は介護保険が適応した場合の自己負担額になっております。
- ・要支援1・要支援2は一月あたり、要介護1～5は一日あたりの利用料金になっております。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦利用料金全額をお支払い頂き、領収書を発行致します。領収書を後日区市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ・介護保険制度では、介護認定による要支援の程度および利用時間によって利用料が異なります。

(介護報酬1単位当たりの単価 11.10円 (地域区分：1級地 上乗せ割合：20% 人件費割合：55%)

② 基本料金

1-2時間および3-4時間 介護予防通所リハビリテーション料（要支援の方）

(1月毎)	単位数	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要支援1	2268 単位	25,174 円	2,518 円	5,036 円	7,554 円
要支援2	4228 単位	46,930 円	4,693 円	9,386 円	14,079 円

※利用開始月から12月超の利用の場合、1月あたり以下の単位数を減算

要支援1 120単位

要支援2 240単位

1-2時間および3-4時間 通所リハビリテーション（要介護の方）

※大規模型通所リハビリテーションの場合であり、厚生労働省が定める要件を満たさない場合

（大規模型とは通年での月利用者数平均が750人以上であった場合をいう）

（要件とは、リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%以上、かつ利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10:1以上であることをいう）

1-2時間 通所リハビリテーション料

(1日毎)	単位数	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	357 単位	3,962 円	396 円	792 円	1,188 円
要介護2	388 単位	4,306 円	430 円	860 円	1,290 円
要介護3	415 単位	4,606 円	460 円	920 円	1,380 円
要介護4	445 単位	4,939 円	493 円	986 円	1,479 円
要介護5	475 単位	5,272 円	527 円	1,054 円	1,581 円

3-4時間 通所リハビリテーション料

(1日毎)	単位数	介護報酬額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	486 単位	5395 円	540 円	1,080 円	1,620 円
要介護2	565 単位	6271 円	628 円	1,256 円	1,884 円
要介護3	643 単位	7137 円	714 円	1,428 円	2,142 円
要介護4	743 単位	8247 円	825 円	1,650 円	2,475 円
要介護5	842 単位	9346 円	935 円	1,870 円	2,805 円

③加算料金

a. 1-2時間および3-4時間（介護予防）通所リハビリテーション 共通事項（要支援および要介護共通）

科学的介護推進体制加算

(1月毎)	単位数	介護報酬 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
科学的介護推進体制加算	40 単位	444 円	45 円	89 円	134 円

*利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、心身の状況等に係る基本的な

情報（疾病の状況や服薬情報等の情報）を厚生労働省に提出している場または必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するためには必要な情報を活用している場合に加算

b. 1-2時間および3-4時間 通所リハビリテーション 共通事項（要介護共通）

短期集中個別リハビリテーション実施加算

(1日毎)	単位数	介護報酬 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
短期集中個別 リハビリテーション 実施加算 (退院・退所から 3ヶ月以内)	110 単位	1,221 円	123 円	245 円	367 円

*退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーション実施加算と身体機能の回復を目的とした個別リハビリテーション実施加算を統合し、退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内に算定

送迎の減算について

(片道毎)	単位数	介護報酬 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
送迎減算	-47 単位	-521 円	-53 円	-105 円	-157 円

・利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行う場合などの事業所が送迎を実施していない場合は減算の対象

c. 1-2時間 通所リハビリテーションのみ （1-2時間を利用する要介護）

理学療法士等体制強化加算

(1日毎)	単位数	介護報酬 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
理学療法士等体制 強化加算	30 単位	333 円	33 円	66 円	99 円

d. 3-4時間 通所リハビリテーションのみ （3-4時間を利用する要介護）

リハビリテーション提供体制加算

(1日毎)	単位数	介護報酬 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
リハビリテーション 提供体制加算1	12 単位	133 円	14 円	27 円	40 円

*リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供した場合に加算

④その他加算（要件を満たした場合に算定する可能性のあるもの）

*業務継続計画未実施減算 （令和7年3月31日まで経過措置あり）

感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬（所定単位数の100分の1に相当する単位数）を減算します。

*高齢者虐待防止措置未実施減算（3年間の経過措置期間あり）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬（所定単位数の100分の1に相当する単位数）を減算し

ます。

*リハビリテーションマネジメント加算（要介護）

自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取り組みを促す観点から、利用者ごとに定期的なりハビリテーション会議を行い、リハビリテーション計画書を作成し、計画の進捗状況を定期的に評価、見直しを行った場合に加算されます。

この内容に加え、利用者の状況等に関する情報を会議の構成員である医師（テレビ電話等による出席を認める）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録し、通所リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た内容を医師へ報告した場合にリハビリテーションマネジメント加算（イ）として下記の金額が加算されます。

・開始から6月以内	1月につき	560円
・開始から6月超	1月につき	240円

リハビリテーションマネジメント加算（イ）の要件を満たし、進捗状況を定期的に評価し、リハビリテーション計画を厚生労働省へ提出し、フィードバックをしている場合は、リハビリテーションマネジメント加算（ロ）として下記の金額が加算されます。

・開始から6月以内	1月につき	593円
・開始から6月超	1月につき	273円

次の要件に適合する場合において、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）として下記の金額が加算されます。

- ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ）の要件を満たしていること。
- ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ・利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。
- ・利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。
- ・利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。

・開始から6月以内	1月につき	793円
・開始から6月超	1月につき	473円

リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、1月につき270円が加算されます。

*短期集中個別リハビリテーション実施加算（要介護）

退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーション実施加算と身体機能の回復を目的とした個別リハビリテーション実施加算を統合し、

退院（所）日又は認定日から起算して3月以内に、1日あたり110円加算されます。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（要介護）

リハビリによって認知症の改善が見込まれる場合、3月以内の期間に集中的なりハビリを行った場合、1週に2日を限度として1日につき240円加算されます。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（要介護）

1月に4回以上リハビリテーションを実施し、リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施した場合、退院（所）日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内に、月あたり1,920円加算されます。

*生活行為向上リハビリテーション実施加算（要介護）

事業所が生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、通所リハビリテーションの利用者の有する能力の向上を支援した場合、次のとおり加算されます。

・開始月から起算して6月以内の期間に行われた場合	月あたり1,250円
--------------------------	------------

*生活行為向上リハビリテーション実施加算（要支援）

生活行為の内容の充実を図る為の専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士が利用者の目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたりハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供し、提供を終了した日

前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの達成状況を報告した場合に加算されます。
開始から6月以内、1月につき562円

*若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、要介護の場合1日につき60円、要支援の場合1月につき240円加算されます。

*栄養改善加算

低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に、加算されます。

1回につき200円（3月以内の期間に限り1月に2回を限度）

*栄養アセスメント加算

管理栄養士を1名以上配置していて、利用者ごとに、管理栄養士、看護師、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応し、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、加算されます。

50円（1月につき）

*口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。

20円（6月に1回）

*口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していく（栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定していく、上記の口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）が算定出来ない）場合に加算されます。

5円（6月に1回）

*口腔機能向上加算（Ⅰ）

利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導若しくは実施又は、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施した場合に加算されます。

150円（原則3月以内、月2回を限度）

*口腔機能向上加算（Ⅱ）イ

上記（Ⅰ）の取組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、リハビリテーション・口腔・栄養の情報を一体的に共有している場合は、加算されます。

155円（原則3月以内、月2回を限度）

*口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ

上記（Ⅰ）の取組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、加算されます。

160円（原則3月以内、月2回を限度）

*移行支援加算（要介護）

通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、社会参加に資する取組を実施する者の割合が100分の3を超え、リハビリの利用回転率が12月/平均利用延べ人数≥27%（社会参加への移行状況評価）基準を満たし、対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した者に対して、その居宅を訪問することにより、指定通所介護、指定認知症通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組の実施状況が居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録をしている場合に加算されます。

1日につき12円

*利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける日に、以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算として算定します。（要支援）

- ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
- ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定しないこと。

1月につき480円

*退院時共同指導加算

病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での（介護予防）通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定（介護予防）通所リハビリテ

ーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り600円を加算します。

(2) その他の料金

①キャンセル料

当事業所では、どのような理由であってもキャンセル料をいただくことはありません。ただし、サービス提供体制の調整には時間を要するため、急なキャンセルが続くと運営に支障が生じる場合があります。円滑なサービス提供のためにも、可能な限りお早めのご連絡にご協力ください。

(3) 支払方法

① 口座自動引落

毎月15日までに前月分の請求書をお渡しします。引落日は、毎月26日となっております。(金融機関休業日の場合は、翌営業日となります) ご入金が確認されましら、翌月15日前後に領収書をお渡し致します。

尚、利用料の口座引き落とし開始までにお申込み頂いてから、1~2か月程、手続きに時間を頂いておりますので、初回引き落としが3ヶ月分になる場合がございます。

②現金支払い

やむを得ず、現金のお支払いを希望される場合は、毎月請求書を利用月の翌月15日までにお渡し致しますので、翌月末日までに利用日に直接お支払い下さい。その際、領収書を発行します。

6 サービスの利用方法

(1) 内容及び手続きの説明と同意

(介護予防) 通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、ご説明いたします。また、運営規定の概要、(介護予防) 通所リハビリテーション計画、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ます。

(2) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成

① 医師及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士その他専従する職員は、運動機能検査・作業能力検査を基に共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した(介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成します。

医師等の職員は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る(介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成するに当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとします。

② 職員は、それぞれの利用者に応じた(介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対しその内容について説明し同意を得た上で交付します。

③ (介護予防) 通所リハビリテーション計画の策定に当たっては、すでに介護予防・居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画の内容に沿って作成します。

④ 利用者が、(介護予防) 通所リハビリテーション計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡、その他の必要な援助を行います。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに事業所までお申し出ください。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援・要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(この場合、再度要支援・要介護認定を受けた場合は、再度契約することができます。)
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合

⑤ 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事ができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為・迷惑行為を行った場合

⑥ 悪質な迷惑行為等（カスタマーハラスメント）を受けた場合

事業所は、利用者やその家族から、職員等がカスタマーハラスメントを受け、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなくサービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、この契約を解除・終了することができます。

【カスタマーハラスメントの対象となる行為】

事業所の職員や関係者に対する次のような言動や行為を、カスタマーハラスメントと定義します。なお以下はあくまで一例であり、記載されたものに限りません。

① 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例) ものを投げつける、たたく、引っ搔く、蹴る、唾を吐く等

② 精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例) 侮辱的な発言や脅迫的言動。

威圧的な態度で長時間にわたり苦情や叱責を言い続ける。

理不尽なサービス、提供不可能なサービスを要求する（過大な要求）。

職員の説明や提案を受け付けず、自分の主張を一方的に押し付ける。

細かい誤りやミスに拘泥し、執拗に職員をなじる。

その他上記と類似する行為。

③ セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないががらせ行為。

例) 必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、プライベートを詮索する等

④ その他の行為

・SNSやインターネット上の誹謗中傷

・合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し、長時間の拘束

・職員に対するその他各種のハラスメント

(4) サービス利用にあたっての留意事項

- | | |
|---------------------|--|
| ・送迎時間 | → コース等により時間が前後しますのでご了承ください。 |
| ・体調確認 | → スタッフが体調の確認をさせていただきます。 |
| ・体調不良等によるサービスの中止・変更 | → ご利用当日の午前8時30分までにご連絡下さい。 |
| ・設備、器具の利用 | → ご相談に応じます。 |
| ・喫煙 | → 敷地内全面禁煙となっています。 |
| ・金銭・貴重品の管理 | → 原則として利用者が行うこととします。万が一、紛失などした場合は、当施設では一切責任を負いかねますのでご了承ください。 |

- 他の利用者および職員に対し
- 他の利用者および職員の迷惑となるような、宗教活動、特定の政治活動、営利行為を行うことは禁止します。

(5) その他

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	×	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	毎月従業者の資質向上のため、職場内研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

7 衛生管理等

- 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行います。
- 利用者の使用する事業所、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じます。

8 緊急時の対応方法

- 事業所の職員は、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの実施中に、利用者の病状の急変やその他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者の家族・主治医・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へ連絡し、適切な処置を行います。
- 事業所の従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

9 事故発生時の対応

- 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・区市町村等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。
- 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。但し事業所の責にすべからざる事由による場合は、この限りではありません。

10 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責にすべからざる事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

11 秘密保持と個人情報の保護

- 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、在職中及び退職後も正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者及びご家族からの個人情報について必要最小限の範囲で使用及び保管します。
 - 利用者の緊急時の対応にあたり個人情報・緊急連絡先等の情報を使用及び保管
 - サービス担当者会議等への介護サービス計画書の提出及び情報提供
 - サービス事業者への連絡調整のための情報開示への同意
- 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報および電送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止します。
- 事業者は、利用者及びそのご家族から介護・サービス提供状況の記録の閲覧や謄写の希望があった場合、記録物の開示・謄写を行います。開示・謄写には必要な実費をいただきますのでご了承下さい。

12 非常災害対策

- 防災時の対応 速やかに利用者の安全確保に努めるとともに、総合東京病院と連携を図り対応していきます。
- 防災設備 非常口・避難階段・消火器・防火戸・非常通報装置 等
- 防災訓練 年2回実施
- 防火責任者 松本 浩一

13 虐待防止に関する事項

- 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする。

14 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 身体拘束等の適正化推進のための措置

- ①事業所は、（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行いません。
- ②前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 掲示

- ① 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示します。
- ②事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要な事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載・公表するものとします。

18 サービス内容に関する相談・苦情

- | | |
|-----|---|
| 担 当 | (1-2時間) 北地 雄 (理学療法士) |
| | (3-4時間) 阿部 美紗子 (作業療法士) |
| 電 話 | (1-2時間) 03-3387-5613 (直通) |
| | (3-4時間) 03-3387-5238 (直通) |
| | 080-3711-0970 (相談員携帯) 阿部 美紗子 (作業療法士) |
| | 〈医療法人財団 健貢会 総合東京病院内〉 |
| 営業日 | 月～土曜日 (8:30～17:00) 但し、日曜・祝祭日・12/31～1/3は除く |
| 電 話 | 03-3387-5421 (代表) |

② その他

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

●中野区介護保険分野事業者指導調整担当

住所 中野区中野4-8-1
電話 03-3328-8878

●練馬区保健福祉サービス苦情調整医院事務局

住所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階
電話 03-3993-1344

●杉並区介護保険課相談調整担当

住所 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-3312-2111

●豊島区介護保険課相談グループ

住所 豊島区東池袋1-18-1
電話 03-3981-1318

●新宿区介護保険課給付係

住所 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 03-5273-4176

●東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

受付時間 月～金曜日 午後9時～午後5時
電話 03-3268-1148

●東京都国民健康保険団体連合会

住所 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
受付時間 月～金曜日 午後9時～午後5時
電話 03-6238-0177

19 財団法人の概要

名称・法人種別	医療法人財団 健貢会
代表者役職・氏名	理事長 渡邊 貞義
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル
電話番号	03-3516-7151 (代)

定款の目的に定めた事業

本財団は、診療所及び病院を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とし、次の診療所及び病院を開設する。

- (1) 東京クリニック
東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル1階・地下1階・地下2階
- (2) 医療法人財団 健貢会 総合東京病院
東京都中野区江古田三丁目15番2号

尚、当事業所は第三者による評価を実施しておりません。

(介護予防) 通所リハビリテーションの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地 東京都中野区江古田3丁目15番2号
	名称 医療法人財団 健貢会 総合東京病院
重要事項説明者	リハビリテーション科 契約担当者

私は、事業者から(介護予防) 通所リハビリテーションに関する重要な事項の説明を受けました。
署名・押印省略